

～各種相談についての秘密は厳守します気軽にご相談ください～

名称	月日	時間	相談員	内容など	相談場所・問合せ先
人権ホットライン	5月21日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事など電話で相談に応じます。	☎電話相談のみ ☎民生課 ☎820-5635
人権総合相談所	6月5日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	人権擁護委員 司法書士	人権擁護委員と司法書士が、人権侵害、身の回りの悩み事、借地借家などの問題を解決するための相談に応じます。	☎くまの・みらい交流館 ☎民生課 ☎820-5635
一日無料相談会	6月13日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	弁護士、司法書士などの専門職	広島で活躍する弁護士など専門職の集まり「川の会」が、様々な相談に応じます。(1人30分以内) ☎当相談会の利用が初めての人のみ	☎熊野町役場 ☎総務課 ☎820-5601 ☎申込期限：6/6(木) ※全ての相談枠が埋まり次第、受付終了
生活困窮者相談窓口	月～金(祝日を除く)	8:30～17:15	福祉事務所職員	自立をサポートする相談に応じます。 ☎経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難な人(生活保護受給者は除く。)	☎熊野町役場 ☎民生課(福祉事務所) ☎820-5614

## 夏休みプール監視員募集

夏休み中の町内小学校のプール監視員を募集します。  
**▼雇用期間**：7月22日(月)～8月9日(金)までの土日を除く15日間  
 ※期間は短縮および変更する場合があります。  
**▼資格等**：専門高校生・大学生・一般の人で25m以上泳げる人  
**▼募集人員**：16人  
**▼時給**：1千500円  
**▼交通費支給**(条件有り)  
**▼応募締切**：5月31日(金)  
**▼応募方法等**：応募用紙(生涯学習課、各公民館、みらい交流館、町民体育館にて配布)を、「記入のうえ、生涯学習課、各公民館、みらい交流館、町民体育館までご提出ください」。  
**▼試験等**：面接 6月15日(土)熊野町役場(予定)  
 ※筆記用具をご持参ください。

## 臨時職員(保健師)募集

職員の産前・産後休暇に伴い、その欠員を補充するため、一定期間に限り採用する臨時職員を募集します。  
**▼応募資格**：保健師の資格を有する人  
**▼募集人員**：1人  
**▼雇用期間**：6月3日～8月30日(出産時期により前後する可能性あり)  
**▼勤務日**：月曜日～金曜日(年次有給休暇あり)  
**▼勤務時間**：午前8時半～午後5時15分(休憩時間60分)  
**▼保険**：社会保険・雇用保険の加入あり  
**▼勤務場所**：熊野町役場  
**▼賃金額**：1千450円/時間  
**▼応募締切等**：5月15日(水)

## 臨時職員(事務補助)募集

**▼応募資格**：一般事務  
**▼雇用期間**：6月3日～令和2年3月31日※更新なし  
**▼募集人員**：1人  
**▼勤務日**：月曜日～金曜日  
**▼勤務時間**：午前8時半～午後4時(休憩時間60分)  
**▼保険**：社会保険・雇用保険の加入あり  
**▼勤務場所**：熊野町役場  
**▼賃金額**：850円/時間  
**▼応募締切等**：5月15日(水)までに、「選考申込書」に記入のうえ総務課に提出してください。面接による選考の結果により採用します。

**▼内定通知**：6月21日(金)までに、直接本人に通知します。  
 ※内定者には普通救命講習を受講していただきます。  
 ☎生涯学習課 ☎820・5621

までに、「選考申込書」に記入のうえ総務課に提出してください。面接による選考の結果により採用します。  
 「選考申込書」の様式、選考会の日程などの詳細については、町ホームページをご覧ください。か、総務課へお問い合わせください。  
 ☎総務課 ☎820・5601  
 子育て・健康推進課 ☎820・5637

## お知らせ

### コミュニティ(資源)回収団体を募集します

コミュニティ回収団体補助は家庭から出る古紙や古布などの資源を、自治会や子ども会などの住民団体が、自らボランティアで回収分別し、環境センターに持ち込むことにより、ごみの減量と再利用を推進することを目的としています。  
 持ち込んだ資源の回収量により補助金を交付します。

### 補助対象となる資源物

家庭から出されるごみのうち、次に掲げる再資源化可能な資源物。  
 ・新聞、雑誌などの古紙類  
 ・衣類、布類などの繊維類

### 補助金額

回収資源物1kgにつき8円(ただし、補助金交付限度額あり)

※5月末日までに団体登録が必要。詳細は生活環境課にお問い合わせください。

☎生活環境課 ☎820・5606

## 5月は消費者月間です

毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題への啓発を行う「消費者月間」です。  
 消費者問題の一例として、特殊詐欺があります。平成30年の広島県特殊詐欺被害額は、3億5千万円で、昨年比で減少していますが、依然として高い水準です。  
 特殊詐欺などの手口は巧妙に変化しています。自分は大丈夫と思わず、不安や疑問を感じたら、お金を支払う前、契約をする前に周りの人に相談しましょう。そして、「困ったときはまず相談！」役場の消費生活相談窓口をご活用ください。

### 相談窓口のご案内

☎月曜日～金曜日(月曜日、水曜日は相談員がいます。)  
 午前10時～正午、午後1時～4時  
 ☎820・5636(生活環境課内)  
 ※講座などで相談員が不在の場合もありますので、相談にお越しの際はなるべくお電話でご確認ください。

## 不正大麻・けし撲滅運動月間

けしには、植えてはいけない品種があり、栽培は法律で規制されています。けしの花が咲く、5月から6月までを「不正大麻・けし撲滅運動月間」として啓発活動を行っています。  
 不正栽培・自生している大麻や植えてはいけないけしを見つけたときは、ご連絡ください。



町内で過去に見つかった種類の植えてはいけない種類の「けしの花」(出典元：厚生労働省ホームページ)

☎生活環境課 ☎820・5606、広島県西部厚生環境事務所 ☎513・5533

## 軽自動車税の減免申請を受け付けています

身体などに障害を有する人(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または

精神障害者保健福祉手帳の所持者)または同人と生計をともにする人が同人の介護に使用する車両や、その構造が障害を有する人の利用に供する車両は、一定の条件を満たせば、軽自動車税の減免が適用できます。  
 ※減免申請される場合は、納税通知書が届いても納付せずにお持ちください。  
**▼申請期限**：5月24日(金)  
**▼申請に必要なもの**  
**【身体に障害を有する人への減免】**  
 身体障害者手帳等、納税義務者の印鑑、自動車検査証、運転免許証(対象車両を運転する人のもの)  
 ※身体に障害を有する人に係る減免は、障害者1人につき普通自動車を含め1台限り。

### 【構造による減免】

構造がわかるもの(カタログ、写真等)、納税義務者の印鑑、自動車検査証の減免の条件など、詳しくは、税務課へお問い合わせください。  
 ☎税務課 ☎820・5603

消費税率の軽減税率制度 // 中国5県の全ての消費税率の軽減税率制度説明会を開催します!

2019年10月スタート!

2019年6月10日(月)～14日(金) 15:30～17:00 (質疑応答または個別相談時間を含む)

各税務署(事業者は、いずれの税務署でも参加できます。参加を希望される人は、事前に最寄りの税務署へご連絡ください。 ※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。 ※定員になり次第、受付を終了いたします。)

無料

●詳細はこちらから(国税庁HP) 軽減税率説明会

お問い合わせ ☎823-2131

歯並び矯正は専門医のいる当院へ!

歯並び相談は当院へ  
 無料相談受付中  
 糖尿病予防はお口から!  
 歯のクリーニングをどうぞ!

山野歯科医院 ☎854-1139  
 山野矯正歯科 ☎888-8741(矢野駅前)

「選考申込書」の様式、選考会の日程などの詳細については、町ホームページをご覧ください。か、総務課へお問い合わせください。  
 ☎総務課 ☎820・5601  
 子育て・健康推進課 ☎820・5637

訂正とお詫び  
 4月号P15の「この本、よかった!」の記事において、氏名に誤りがありました。次のお訂正して、お詫びいたします。  
 誤)橋本 真(5年1組)、橋本 亮(父)→正)福本 真(5年1組)、福本 亮(父)